

○厚生労働省告示第三百三十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三中「別表第三（第四号関係）」を「別表第五（第五号関係）」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第四号関係）

別表第四（第四号関係）

区分	講義		科目	時間数	備考
演習	障害者（児）の心理②	障害・疾病の理解②			
場面別基本技能	一	一	三		

別表第四（第四号関係）

区分	科 目									時間数	備考
	講義										
	演習										
	応用技能	基本技能	同行援護の基礎知識	代筆・代読の基礎知識	情報支援と情報提供	障害者（児）の心理①	障害・疾病の理解①	同行援護の制度と従業者の業務	視覚障害者（児）福祉サービス		
合 計	二〇	四	四	二	二	二	一	二	二	一	

(注) この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。		
	場面別応用技能	三
	交通機関の利用	四
	合 計	一二